

Title	高齢化社会と家族的適応
Sub Title	The aging society and the family
Author	平野, 敏政(Hirano, Toshimasa)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1990
Jtitle	哲學 No.91 (1990. 12) ,p.415- 437
JaLC DOI	
Abstract	<p>It is said that the ratio of the aged people will come up to one forth of the total population at the twenties in the next century. The aged people have lived together with their son's family in our tradition. We have put the foundation of the social welfare upon this tradition. The stem family has been the most important organization for our social security until the middle of the twentieth century. But recently the family structure has changed so rapidly and drastically into the nuclear family that we could not expect the stem family to support an old people. If we would like to promote a happy life in the coming aged society, we should find another organization for the support of the aged population and establish the new social welfare policy. In this paper, the conjugal family, especially the marital relationship has been fixed upon as the central organization for the maintenance of the aged people. Generally speaking, the maintenance of an old people is composed of three kinds of support. The first is the economical support. The second is the physical support. The last is the mental support. These three supports always demand the twentyfour hour custody and the indefinite activity. A conjugal family or a marital relationship is the most relevant organization which satisfies these demands. Sons and dauthters can not cope with these demands, because they should work for their own family. Therefore sons and daughters are not primarily responsible for the maintenance of the aged parents. On the contrary, husbands and wives are a fundamental and dyadic relationship of the indefinite mutual support. This is the reason why I choose the marital relationship as a core organization of the social welfare for the agent society.</p>
Notes	文学部創設百周年記念論文集I Treatise
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000091-0415">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000091-0415</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 高齢化社会と家族的適応

平 野 敏 政\*

## The Aging Society and the Family

*Toshimasa Hirano*

It is said that the ratio of the aged people will come up to one fourth of the total population at the twenties in the next century.

The aged people have lived together with their son's family in our tradition. We have put the foundation of the social welfare upon this tradition. The stem family has been the most important organization for our social security until the middle of the twentieth century. But recently the family structure has changed so rapidly and drastically into the nuclear family that we could not expect the stem family to support an old people.

If we would like to promote a happy life in the coming aged society, we should find another organization for the support of the aged population and establish the new social welfare policy. In this paper, the conjugal family, especially the marital relationship has been fixed upon as the central organization for the maintenance of the aged people.

Generally speaking, the maintenance of an old people is composed of three kinds of support. The first is the economical support. The second is the physical support. The last is the mental support. These three supports always demand the twenty-four hour custody and the indefinite activity.

A conjugal family or a marital relationship is the most relevant organization which satisfies these demands. Sons and daughters can not cope with these demands, because they should work for their own family. Therefore sons and daughters are not primarily responsible for the maintenance of the aged parents. On the contrary, husbands and wives are a fundamental and dyadic relationship of the indefinite mutual support. This is the reason why I choose the marital relationship as a core organization of the social welfare for the aged society.

\* 慶應義塾大学文学部助教授 (社会学)

はじめに

総理府統計局の推計調査によれば、平成2年9月15日現在の我が国の65歳以上の人口は約1488万人で、総人口に対する割合は12.0%と推計されている。周知のように第1回国勢調査は1920年に実施されたのであるが、この数値はその第1回国勢調査以来、最高となっていることが最近マスコミ等で大きく報じられている。我が国の65歳以上の人口の、総人口に占める比率は1984年のメキシコにおける国際人口会議に提出された“日本の人口：傾向と意味”と題する報告によれば、図-1にあるように西暦1870年には約7%であり、西暦1900年では約6%と推計されている。<sup>(1)</sup>その後この比率は西暦1920年から西暦1960年にかけて第2次世界大戦での若干の減少はあるものの凡そ約5.5%となっていたが、西暦1960年以来急激な上昇に転じ、今年度の総理府の推計によれば12.0%となっているのである。因みにメキシコにおける会議に提出された報告によれば、今からちょうど100年前にあたる西暦1870年の比率は約6.3%程度であ

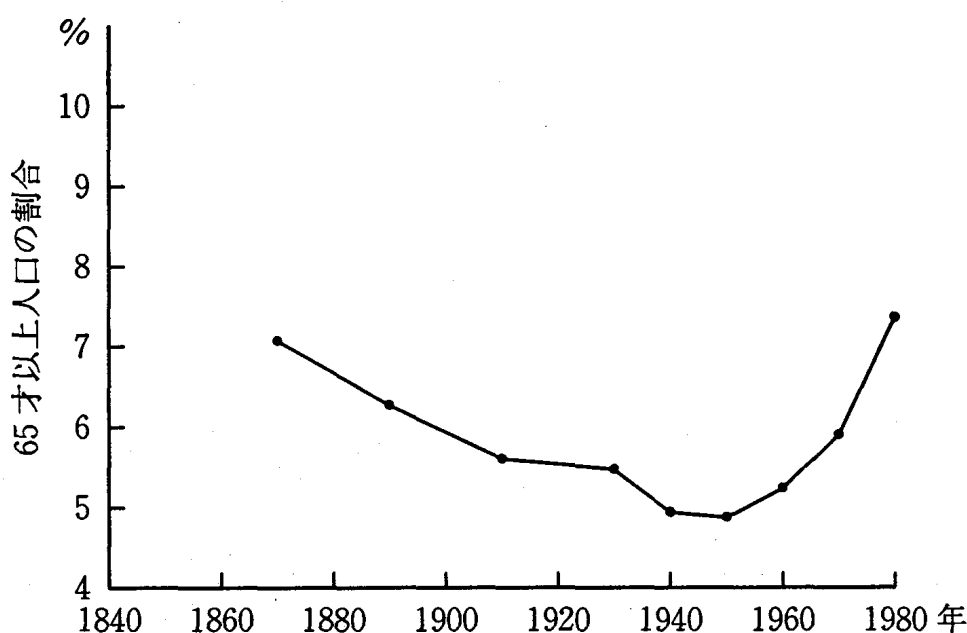


図-1 我が国の65才人口の総人口に占める割合、1870-1980

り、この 100 年間で約 2 倍になったことがわかる。こうした傾向は、大規模な戦争などと云った社会的危機や、なんらかの理由による死亡率、出生率の急激な変動などがなければ確実に進行し続けると推測されている。とくに我が国の場合は 65 歳以上人口の比率の増加の進行速度が極めて速いことから、高齢化社会に対するさまざまな社会的政策の対応の遅れが心配されており、それが 21 世紀に向けてのもっとも大きな社会問題、社会的課題の一つとして、近年しきりに取り上げられ、さまざまな議論を喚起しているのである。

すでに多くの高齢化社会論で論じられているように、高齢者人口の総人口に対する比率の急激な増加は生産人口比、つまり 15 歳～64 歳までの人口に対する 65 歳以上人口の百分比の急激な増加をもたらすのであり、その結果、高齢者扶養の問題が高齢化社会のもっとも大きな社会問題の一つとして浮び上がってくるというのが従来からの議論の主要なテーマであった。生産人口比は西暦 1950 年には 8.76 であったが西暦 1990 年は 16.2 と推計されている。西暦 1990 年以降の推計は表-1 のとおりである。表-1 に見られるように西暦 2000 年には生産人口比は 22.6 となり、西暦 2010 年には 29.5、西暦 2020 年には 33.6、西暦 2040 年には 37.8、西暦 2050 年には 37.0 と推定されている<sup>(2)</sup>。いまもし仮に 15 歳～64 歳人口を扶養負担者(生産人口)とし 65 歳以上人口を被扶養者とするならば、西暦 1950 年

表-1 生産人口比. 1980-2050

	1980	1990	2000	2010	2020	2030	2040	2050
中 国	14.1	16.8	19.0	21.4	28.9	37.3	37.8	35.8
フ ラ ン ス	21.9	20.9	23.3	24.5	30.6	35.8	38.2	37.6
ド イ ツ	23.4	22.3	25.4	30.6	33.5	43.6	48.2	41.6
イ タ リ ア	20.8	20.1	22.6	25.7	29.3	35.3	41.0	37.9
日 本	13.5	16.2	22.6	29.5	33.6	31.9	37.8	37.0
イ ギ リ ス	23.2	23.0	22.3	22.3	25.5	31.1	33.1	30.0
ア メ リ カ	17.1	18.5	18.2	18.8	25.0	31.7	32.3	31.4

## 高齢化社会と家族的適応

においては一人の高齢者を 11.4 人の生産人口で扶養していたのであるが、西暦 1990 年では 7.4 人、西暦 2020 年では 2.97 人、西暦 2040 年では 2.64 人、と急激に減少すると予想されているのである。この予測を見れば明らかなように西暦 2000 年以降は 3 人以下の生産人口で一人の高齢者を扶養しなければならないのである。<sup>(3)</sup> 一人の高齢者の扶養に最低限何人の生産人口が必要かについては、高齢者の身体的、経済的、社会的等の諸条件によって、あるいはまた扶養担当者の側の条件によっても変化し得る可能性を残しており、明確に断定することは困難であるが、3 人以下の人数で一人の高齢者を扶養するのは一般的には困難であると考えられている。高齢化社会論の多くはこの一般的認識を基礎にして、急激な高齢化に対する対応の遅れ、つまり、高齢者の扶養負担をどのようにして社会的に処理するかという問題をもっとも大きな今後の課題としているのである。

被扶養者人口といえは、一般的には、いまここで取上げている高齢者だけではなく 0 歳～14 歳までの人口の両者を考慮すべきであるが、0 歳～14 歳人口についてはその扶養問題が論じられることはほとんど無く、出生率の急激な下降を食い止め、出生率の適正な水準への回復をはかるための方策として、扶養手当についての議論がときどきなされたり、女性の社会進出の増加と子供の養育に関わる保育所などの社会福祉政策との関係などが議論される程度であり、0 歳～14 歳人口の養育については、家族での養育が常識的に前提とされているようである。これに対して高齢者の扶養については、公的、私的、その他の方法を含めてさまざまな議論が提出されている。子供の扶養についてはなぜか暗黙の前提が社会的常識として強く残存しているのに対して、高齢者のそれについては共通するコンセンサスは得られておらず、政策的対応の基礎となるような認識は未だに得られていないといえるのである。従来の高齢化社会論は、それぞれの具体的問題に対処するための部分的、対症療法的な分野においてはさまざまな有益な議論や提言を提出しており、大きな業績を上げているが、個々別々に出

される議論や、提言が全体としてどのような効果を持つかということ来判断するための総合的な視点の確立には、まだ到達し得ていないようである。

### 高齢化社会と扶養問題

社会福祉論や扶養論の一般的な定説によれば、高齢者や子供の扶養は、身体的扶養、経済的扶養、精神的扶養といった三つの分野からなるとされている。そして、各々の分野においてさまざまな具体的問題が議論されてきたのであるが、なかでも経済的な問題は高齢者の所得保障という観点と関連して、高齢化社会論の中心的テーマとなってきた。

高齢者に対する経済的扶養としては、所得保障を中心とする年金制度と医療費負担を軽減するための老人医療保険制度の二つを主要なものとする見ることができる。老人医療制度についていえば西暦 1973 年より老人医療費無料化の措置が実施されたが、その後財政的な困難を理由にその措置は打切られ、ふたたび有料化されている。高齢者の所得保障については、社会保険制度をその主要なものとする見ることができるが、これには大きく分けて、厚生年金、国民年金、共済組合年金の三種類がある。各年金制度はそれぞれ保険料率、国庫負担率、支給条件、給付額などを異にしており、年金間の不公平が問題となっているが、より大きな問題は三つの年金制度ともに西暦 2000 年から西暦 2010 年ごろにかけて、いずれも年金財政の破綻を招くと予想されているところにある。

公的な年金制度による高齢者の所得保障が近い将来において財政的な破綻を招くと予測されているのであれば、次の対策は各個人による私的な、あるいは家族的な財産形成に依存せざるを得ないことになる。それではいったい現代の家族にどれほどの財産形成の可能性が残されているのだろうか。この問題については、今井光英が我が国の現代家族の典型と考えられるような家族モデルを設定し、末子が小学校に入るまでの家族形成期から、末子が独立するまでの家族成熟期を経て、夫婦の死による家族の消滅まで

の期間に対して、七つのケースの累積収支についてシミュレーションを行なっている。以下ではそれにもとづいて各々の計算結果を見てみることにする。<sup>(4)</sup> モデル家族の家族構成は、夫 37 歳、妻 34 歳、男子 7 歳、女子 4 歳の四人からなり、住いは首都圏にあり、夫の職業はサラリーマン、妻は専業主婦、夫の年収は約 450 万円（税込み）、貯蓄残高は 370 万円（生命保険を除く）と設定されている。七つのケースは、総合型 A（40 歳で 3000 万円の住宅を取得し、老後の準備、消費生活水準などすべての面において平均的な場合）、総合型 B（A と同じく平均的な生活で、住宅取得を十分に資金ができた 55 歳に行なり場合）、老後準備重視型（老後のための生活資金を積み立てることを重視し、住宅取得は時期を遅らせ、価格の低い方にする場合）、住宅取得重視型（老後の準備は特に行なわず、消費生活水準は平均の 1 割減として、住生活に力点をおいた場合。住宅は老後と万一の時の保障としても考えられている）、教育・結婚重視型（老後の準備や住宅取得よりも子供の教育や結婚に力を入れた場合で、老後の保障を子供に期待している）、消費生活重視型（日々の生活水準を挙げて豊かな暮らしを追及し、住宅にあまりこだわらない場合）、標準生活費型（総合型 B のケースで、消費生活水準を標準生活費相当とした場合）、である。モデル家族がこの七つのケースの生活設計に基づいて生活をした場合の累積収支の計算結果は、以下のとおりである。総合型 A では、消費支出を平均的な水準に保ち、住宅ローンの返済を行なおうとすると住宅取得と同時に累積収支は赤字となり、以後これが改善されることはない。総合型 B も、総合型 A と同様に住宅購入の翌年から累積収支はマイナスになるという。老後準備重視型は住宅取得金額を縮小したにもかかわらず、夫 56 歳の時点で累積収支は赤字となる。住宅取得重視型は夫 40 歳で 3000 万円の住宅を取得し、消費支出水準を 1 割節約するものであるが、このケースもまた夫 45 歳以降累積収支はマイナスとなる。教育・結婚重視型は住宅取得金額を縮小し、子供の教育・結婚資金に重点を置いたケース

であるが、このケースでも夫 44 歳以降で累積収支はマイナスとなる。消費生活重視型も住宅取得金額を縮小し、取得時期を夫 55 歳と遅らせ、そのかわり消費生活を平均より 1 割増大させたにすぎないのであるが、これもまた夫 56 歳以降累積収支はマイナスとなっていく。最後に、標準生活型であるが、この場合でもやはり累積収支は、夫 55 歳以前にマイナスとなってしまうとされている。すでに明らかなように七つのケースいずれの場合においても、累積収支はマイナスとなると推計されているのである。

モデル家族のライフサイクルや、年平均 3% の物価上昇率の仮定などは妥当な仮定と考えられるが、なにぶんにも今井光映がシミュレーションに使用した計算式がどのようなものであったかが不明であるので、この結果がどの程度信頼のおけるものなのかを判断するのは困難である。しかし、近年における土地、家屋の異常な高騰などといった経験的事実などから推測するならば、累積収支のプラス、マイナスを正確に予測するのは困難だとしても、老後に備えての資産の形成に多大の困難があるだろうと想像することはそれほど不当なことではないと考えられるのである。

高齢者人口の急激な増加が予測される一方で、高齢者の所得保障の要である公的年金制度の財政的破綻が予測され、また、老後に備えての私的財産形成がほとんど不可能と見られること、あるいは、僅か 3 人程度の生産人口で 1 人の高齢者を扶養しなければならなくなると予想されることなどの認識が、我が国において高齢化社会化が大きな社会問題として論じられる一つの根拠となっているのである。そして、この経済的扶養に関連する主要な問題である公的年金の財政的な破綻を回避するためとして、たとえば年金の財源を積み立て方式とするか、賦課方式とするかといったことや、現在三グループ、八つの制度に分れている年金制度を整理統合することや、年金の支給年齢を引上げることなどが議論されているのである。年金の支給年齢引上げについては、これと関連して高齢者の経済的自立をはかるために定年制の延長の必要性が提言されたりもしているのである。



高齢者が自立して生活するためには、これまで見てきたような経済的保障とならんで健康に生活できるような身体的条件が必要である。しかし、一般的には老化の進行にともなって高齢者の健康状態は悪くなっていくのであり、やがては自立した生活が困難になっていくと考えられる。身体的条件の悪化にともなって、近くにあって身体的な介護をしてくれる人が必要になってくるのであり、それゆえに身体的扶養は高齢者に対する介護問題として論じられることが多いのである。介護問題についていえば、老親と子供世代の同居、別居の問題、公的なもの、私的なものを含めた高齢者介護施設、組織の問題、老人病院などの老人医療の問題、相互扶助的活動の主たる担い手と考えられているボランティア組織の問題、などが主要な課題として議論されている。

なかでも最近、俗に寝たきり老人といわれている高齢者の介護の問題と、老人性痴呆、とくにアルツハイマー型痴呆の介護問題が今後の重大な課題として大きな注目を集めているのである。アルツハイマー型の痴呆というのは、現在までのところ原因も、治療法も明らかとなっていない高齢者に独特の痴呆である。(といっても最近では45歳位から発病する例もあるといわれている)。その特徴はD. ドッドウェルによれば健忘症(Amnesia)、つまり、物忘れのことであるが、このタイプの物忘れは日常繰返してきた習慣や行動については記憶の損傷がほとんど見られないのに対して、新しい事柄や新しい状況に対する適応行動の記憶、再生が出来なくなるというタイプの健忘症である。<sup>(5)</sup> このタイプでは初期的には二、三分前に提示された情報や指示、事物などを思い出すことができなくなるのである。こうしたことから明らかのように、アルツハイマー型の痴呆は新しい事柄に対する学習能力の欠落を第一の特徴とすると理解されているのである。しかし、進行した重度の症状においては記憶のほとんど全てを失ってしまい人格的な破滅にまで至るのである。第二の特徴は認知不能症、行為不能症(Agnosia/Apraxia)、である。Agnosiaの症状は、自分の顔をはじめとし

て人の顔の認知が出来なくなるというところにある。もっとも顕著な例は‘Mirror sign’と呼ばれている行動である。これは自分自身の顔を認知することが出来ず、鏡を見ながら自分に話し掛ける行為である。Apraxiaは自己と対象物のあいだの空間的な認知が不能となるため、自分の外側にある事物に対して目的適合的な行動が出来なくなるというものである。たとえば、机の上におかれたものを指差すように指示された場合、目の前にそのものがあるにもかかわらず、椅子の下を探したり、あるいは白い紙の上に適当な位置を考えて字や図を書くことができなくなったり、着物がうまく着られなくなったりするのである。第三の特徴は失語症 (Aphasia) である。アルツハイマー型の失語症においては初期には、意味的にはあまり豊富な内容を持ってはいないことを非常に流暢に話し、日常的な会話においてはほとんど不自由を感じさせないが、病気の進行にともなって言葉の中の一つ一つの語を別の誤った語に置き換えてしまうという過ちをするようになり、最終的には何も喋らなくなるとされている。

高齢者扶養の第三の要件は、精神的扶養である。この問題は通常生きがい問題、あるいは、老人の社会的役割問題として論じられることが多い。高齢者の生きがいについてはまったく異なる二つの立場がみられる。一つは所得保障とも関連して、高齢者に対する就労の場と機会をもっと積極的に切り開いていかなければならないとするものであり、もう一つは労働以外の自己実現の機会を与えるべきであるとするものである。我が国においてはこれまでのところ、高齢者に対して就労の場と機会を与えるべきであるとの議論が中心となっているようである。1980年の労働省の調査によれば、高齢者の就業理由は①「自分と家族の生計を維持するため」、②「生活の足しにするため」、③「健康上の理由 (健康によいからなど)」、④「生きがい、社会参加のため」、⑤「頼まれたから、暇だから」、⑥「その他」、⑦「不詳」のうちで、55歳～69歳の男子においては「自分と家族の生計を維持するため」、「生活の足しにするため」の二つの理由で就労し

表-2 高齢者の就労希望意識

(単位: 万人, %)

性別	男子			女子		
	55才以上	55~64	65才以上	55才以上	55~64	65才以上
就業者	602.3	404.9	197.4	387.3	277.1	110.2
継続就業希望者割合	89.0	89.7	87.7	86.6	87.4	84.7
追加就業希望者割合	2.2	2.7	1.2	1.4	1.7	0.6
転職希望者割合	3.7	4.7	1.7	2.4	3.0	1.0
就職休止希望者割合	5.1	3.0	9.4	9.5	7.9	13.7

ていると答えたものが、55歳~69歳の男子で86.1%、女子では71.2%<sup>(6)</sup>もあったにもかかわらず、表-2に見られるような就労希望率の高さを、社会参加意識の高さを示すもの、就労意欲の高さを示すものと解釈し、それを根拠として就労の機会を提供することこそ生きがいの提供に繋がるのだとする考え方が一般的となっている。定年制の延長がしばしば議論される理由がここにあるのである。就労による生きがいの提供以外のものとしては、いわゆる老人大学や老人クラブ、働く機会と生きがいを提供するものと考えられているシルバー人材センターなどといったさまざまなサービスが提供されている。

以上ごく大雑把にはあるが高齢者の扶養について、主要な三つの領域をめぐってそこにおける主要な問題とそれに対する対応、およびそれぞれの領域における議論に共通する基本的視点について概観してみたのであるが、そこにいくつかの問題が指摘できるようである。

まず経済的扶養についてであるが、これについては多くの議論が、高齢者の経済的自立を確保するために、定年制の延長であるとか、高齢者に適合的な職業、職種の開発の必要性を強調している。こうした視点は精神的扶養のところで挙げておいたような論理によって根拠付けられているのであるが、社会参加意識の強さや、勤労意識の強さを理由として高齢者の就労を一般的、一次的に促進すべきであると言えるだろうか。たしかに、

表-3 老齡 (退職) 年金月額

年金月額	昭和 56 年度 (万円)	予 測					
		60 年	65 年	75 年	85 年	95 年	100 年
厚生年金	10.8	12.4	16.7	25.3	33.7	36.9	36.6
船員保険	14.7	—	26.6	42.0	48.9	—	—
国家公務員	14.0	29.8	36.9	40.0	—	—	—
地方公務員等	15.6	26.1	35.3	46.5	—	—	—
公共企業体職員	15.2	—	—	—	—	—	—
私立学校教職員	11.7	5.0	8.4	16.4	—	—	—
農林漁業団体職員	9.9	16.2	20.8	28.9	—	—	—
国民年金 (拠出制)	2.4	23.7	27.6	29.1	33.3	33.5	32.1

表-2 に見るように継続就業希望者の割合が 65 歳以上人口において 87.7% もあるのであるが、この事実から働くことが高齢者の生きがいとなっていると言えるだろうか。昭和 51 年の調査になるが、「高齢者雇用実態調査」によれば、生活上は働く必要はないが働くことに生きがいを感じるからと答えた者は、男子で 5.2%、女子で 6.8% にしか過ぎず、これに働いていた方が健康に良いからと答えた者も働くことを生きがいとしていると看做し、これを加えても、全体の僅か 16.3% にしかならないのである。<sup>(7)</sup> いかにも継続就業希望者が多いといっても、働くことに生きがいを感じていると答えたものがわずか 16.3% にしか過ぎないのでは、高齢者にとって働くことが生きがいになっていると解釈するのはいささか困難なのではないだろうか。働くことが生きがいだから継続就業希望者が多いのではなく、この結果はむしろ経済的自立のために働かざるを得ないがゆえに継続就業希望者が多いのだと解釈すべきではないだろうか。この結果はまた、年金の給付額の低さが高齢者をして働かざるを得なくしているのだとも解釈できるのである。因みに昭和 56 年度の我が国の年金給付額をみれば表-3 にあるように、地方公務員共済の月額 15 万 6000 円を筆頭に拠出国民年金の 2 万 4000 円となっているが、<sup>(8)</sup> 高齢者人口の急激な増加が現実視されており、

給付額の急激な増加はほとんど望めないと考えられるのである。もし、年金財政の破綻や不十分さを隠蔽するために、現在みられる就労意欲の高さを根拠として定年制の延長を考えるとすれば、それは明らかに主客転倒した論理である。原則としてはまず第一に年金によって基本的な経済自立を保障し、働くことは個人の自由な選択に委ねることが出来るようにしておくべきではなからうか。

働くこと、働き続けることが自己表現、自己実現の主要な方法の一つであるとする考え方に対しては、反論の余地は無いものと思う。しかし、他にも別な自己表現、自己実現の方法があるのではないだろうか。J. ホイゾンハや R. カイヨワの名前を想起するまでもなく遊戯的、あるいは余暇的活動を通して自己実現は可能であると考えられる。P. ラスレットは“*A Fresh Map of Life*”の中で、来るべき高齢化社会に向けて「第三年代 (The Third Age)」という新しいライフサイクルの認知の必要を提唱している<sup>(9)</sup>。ラスレットによれば「第三年代」期というのは、①70歳人口を25歳人口で除した結果が0.5以上になること、②65歳人口が総人口の10%以上になること、③国民一人当りの国民総生産が7000ポンドを越えること、以上の三つの人口学的指標を越えた社会において一般的となるライフサイクルの一段階であると定義されている。その定義によれば「第三年代」期とは、特定の個人のライフサイクル上の一段階であると同時に、さきに挙げた人口学的指標からも明らかのように、一つの国家、社会に関連する全体的現象でもあるのである。そして、その特徴といえば、仕事を持ち家族を形成し一個の生産者として社会参加をしている「第二年代」期に続くもので、社会の第一線からは隠退し、人生の頂点における自己達成、自己充足を目指す時期とされている。「第三年代」期が何時から始まるのかについては、ラスレットによれば明確な時期は特定できないとされている。というのも第二期、第三期の区分は単純なカレンダー的時間の経過によるのではなく、各個人の人間的、人格的成長によるのである。それゆえ各個

人にとらって何歳から「第三年代」期が始まるのかは断定し得ないが、ラスレットは一般的には、つまり国家、社会的なレベルの集合現象、大量現象としては 65 歳以上の時期を概ねその時期としているのである。この時期の自己充足、自己達成の方法を論じるにあたってラスレットは高齢者自身の、あるいはまた高齢者相互の相互教育による自己啓発をもっとも重要な方法としているのであり、そこにいわゆる“労働生きがい論”を発見することはできないのである。平均寿命が 50 歳代といった時代には「第二年代」期の後にはすぐに衰退と依存、そして死が連続していたのであるが、平均寿命の延びにしたがって、労働と社会参加の「第二年代」期後に労働以外の余暇的、文化的活動による自己実現の期間としての「第三年代」が出現してきたというのがラスレットの主張なのである。労働による生きがいを強調する傾向の強い我が国の高齢化社会論を考えると、このラスレットの「第三年代」の考え方には注目すべきものがある。

次に身体的扶養についてみてみよう。高齢者は必ず年とともに身体的、精神的活動の衰えを経験する。その経過は各個人によってさまざまであり、早くから自立的な生活をする能力を失ってしまう者もあれば、最後まで元気でほとんど他人の介護を必要としない者もある。しかし、多くの場合は他人による介護が必要になるのであり、それと関連して老人医療問題、いわゆる寝たきり老人問題、老人性痴呆の問題など多様な介護問題を産み出している。老人医療問題についていえば従来の老人医療制度が、法的に認められた医療行為にたいしては、いわば無制限の支払を認めることや、最高でも 8 人に 1 人の介護者しかみとめていなかったことの二つを主要な柱としていたために、薬づけ、検査づけ、介護不足といった結果を招き、結局“寝たきり”、“寝かせきり”といった状態を産み出していたが、近年、医療費支払の最高限度額を設定すること、および最高 4~5 人に 1 人の介護者を付けるという改正が行なわれて、“寝たきり”、“寝かせきり”の回避が試みられるようになってきているのである。この改正によってたしかに

従来に倍する手厚い介護が得られる可能性が開かれ、痴呆老人の介護にも若干の福音となり得るものと思われるが、そのためには介護者の十分な確保が保障される必要があるものであり、そこに大きな問題が残されている。寝たきり老人の問題と同時に、近年では痴呆老人の介護が新しい問題となってきている。痴呆老人といえば、これまで我が国では脳血栓性の痴呆がほとんどを占めていたのであるが、最近では前述したアルツハイマー型の老人性痴呆が急増しており今後大きな問題を投げかけている。この型の痴呆はすでに触れておいたように現在のところは有効な治療法が確立されていないのであるが、近親者による親密な介護と適切な刺激が病の進行を遅らせ、病状を緩化させるといわれている。アルツハイマー型の痴呆の介護には、この病気の特異性と関連して介護に非常に多くの人手を必要とすると考えられており、今からそのための人材の確保の困難さがいわれているのである。

身体的介護の問題はこれまで見てきたような問題に関連する介護を、いったい誰が負担するのかという問題に帰着するのである。介護負担の主体的責任担当者としては、さまざまな機関や組織が考えられるが、大きくまとめれば、公的施設、機関、私的、家族的組織、機関、組合的、社会的な公、私の間にあるような組織、機関など三つのタイプになるのではなかろうか。これまでの議論においては公的年金制度の財政的な破綻や、公的介護施設での人材の確保の困難さなどを理由として、公的機関による介護の限界を指摘し、私的組織、家族的集団による介護を強調する考え方が一般的となっている。とくに、我が国においてはこれまでの家族的伝統という歴史的背景もあって、いわゆる「三世代同居」型の扶養、介護を推進すべきであるとの考え方が一般的となっている。

老後の生活にとって経済的保障、健康とならんで大切なものに生きがいの問題がある。経済的保障や介護の在り方などは社会的諸条件の変化にもなって次第に改善されてきており、近年では生きがい問題に次第に目が

注がれるようになってきている。生きがい問題にたいする一般的な対応としては、労働、および余暇的活動のそれぞれにたいしてシルバー人材センター、老人大学校などといった施策が実施されている。我が国の老人大学校は生涯教育の一環として、公的機関による社会教育活動の中に位置付けられて、運営されており、講師などに学識経験者などを宛てて講師から受講者への一方向的な指導、教化を主な内容としているのである。これにたいして前述したラスレットは University of The Third Age (U3A と略す) という新しい高齢者同志の相互教育組織の形成を提唱している。事実この組織は 1981 年の 6 月にイギリスのケンブリッジにおいて最初の活動を始めている。この U3A の設立にあたってラスレットは次のような基本的指針を示していた。それによれば U3A は入学志願者にたいして資格を問うことなく希望者全員を入学させること、参加者全員が組織を維持するために諸雑費の支払をすること、しかし、他のメンバーを教えたり、助けたり、相談にのってやったりしたからといって金銭の支払は受けないこと、U3A の教育は参加者間の相互教育によること、U3A は地方や、中央政府の金銭的援助を期待しないこと、追い求めないこと、など 19 条に及ぶ原則が挙げられている。<sup>(10)</sup>

ラスレットはこの組織をイギリス全土に普及させることを提唱しており、それによって高齢者自身の手による自己啓発、相互扶助のネットワークの形成を目指しているのである。U3A の発想は上からの教育、教化を目的として実施されている公的、官制的な我が国の老人大学校とは大きく異なっており、高齢者相互のボランタリスティックな組織として構想されているのである。さらに U3A が閉塞的になるのを回避するために、外部の公的機関、たとえば図書館、美術館、博物館や、環境保護団体、自然保護団体などの社会活動組織などと緊密な関係を保ち、そうした組織の中へ U3A のメンバーが積極的に参加すべきであると主張している。こうすることによって U3A の活動を通して社会参加の道が拓かれるものと考えられている



## 高齢化社会と家族的適応

のであるが、この参加はあくまでもボランティアスティックなものであって、それによって収入を得ようとするようなものであってはならないとされている事実注意到おく必要がある。このことから明らかなようにU3Aの活動は、収入を得るための労働とは無縁のものでなければならないとされているのであり、それが可能となるためには参加者全員の経済的自立が最低限保障されていなければならないのである。

我が国の高齢者対策においてかなり一般的になってきているシルバー人材センターなどと呼ばれることの多い活動が、もしかりに単純な「労働生きがい論」的発想や、高齢者に仕事、職場を提供するといった考え方に基づいてなされるとするならば、それは老後の生きがいを強引に労働のみに結びつけているのではないかという批判を免れられないのではなからうか。「第二年代」期の間30～40年以上にわたって働き続け、その後「第三年代」期という自己達成、自己完成の時期を迎えるわけであるが、この時期においても労働を生活の中心としなければならないのでは「第二年代」と「第三年代」とのあいだにほとんどなんの相違も認められないことになる。ラスレットの主張する新しいライフサイクルとしての「第三年代」期を高齢化社会における重要な一段階と考えるならば、この時期を「第二年代」とは異なる特徴をもつものとして評価し、そこにおける新たな生きかたを構想すべきであろう。単純な「労働生きがい論」は時として高齢者の経済的自立を助ける年金政策などの不十分さを糊塗するための道具に使われる危険性が非常に大きいことを自覚しておく必要がある。

## 老人扶養と家族的適応

我が国における急激な高齢化とそれに対する対応を高齢者の扶養問題に限定し、扶養の主要三領域においてみられた基本原則と、それに基づいて実施されているいくつかの対応政策、および問題点をごく大雑把に概観してみた。多くの課題、問題を未解決のままに残してはいるが、迫り来る高

齡化社会に向けて個別具体的にはさまざまに対応策が講じられてきており、高齢化社会へ向けての環境整備が進んでいると評価できるようにはなっているといえよう。しかし個別領域ごとに各個ばらばらな対応策をとっていたのでは高齢化社会へ向けての合理的、整合的な対応の確立には不十分であるように思われる。

たとえば年金制度の財政的破綻を回避するために年金の支給年齢を遅らせ、その代償として定年制の延長を計るとするならば、それは働くかそれとも職業からはなれて新たな社会参加の方途を探るかといった選択の自由を一方向的に奪うことになるといえるのである。このことはまた一方向的に「労働生きがい論」的価値観を押しつけることにもなるのであり、経済的扶養の問題が同時に精神的扶養、生きがいの問題にも影響を与えるのである。

あるいは労働、仕事から離れて U3A のような余暇的でボランティアステイックな活動への参加によって、老後の生きがいを保障しようとするならば、高齢化に必然的に随伴する身体的、知的な衰えを補う介護者、扶養者を十分に用意しておく必要があるが、それにはかなり大きな財源が必要となるのであり、これは単に生きがいの問題を越えて、経済的扶養を含む社会福祉財源の問題、身体的扶養問題と関連する問題となるのである。

このように高齢者の扶養問題は、一応のところは経済的、身体的、精神的の三領域に整理して考えられるのであるが、現実にはこの三領域は相互に密接に関連しており、どれか一つの領域における変化が、別の領域においてはマイナスに作用するといった結果を生み出したりもするのである。高齢者に限らず一般に扶養といえば、それは人の命と生活を支え、助ける行為を意味するものであろう。とすれば、人の命と生活を扶助する行為が全体的、無限定的なものであって、論理的にはいくつかの領域に分けて考えられるが、実践的には複合的で、全体的な行為としてしかあり得ないとする考え方にはほとんど議論の余地はないものと思われる。

したがって高齢化社会における扶養問題はこの全体的で、無限定的な扶

養欲求に対してどのように答えるかにあるといえよう。これまでもさまざまな提案や、議論が出されているが、以下ではこれまでの議論を踏まえて、ごく簡単ないくつかの基本命題を提示して、それに基づいてこの問題に対する基本的な考え方を提出してみたい。

基本的命題として

- (一) 扶養は全体的、無限定的な活動である。
- (二) 扶養は継続的、全日的 (24 時間的) 活動である。
- (三) 社会保障、社会福祉は所得の再分配の一方法である。

という三つの命題をここでは採用しておきたいと思う。

機能主義、あるいは構造機能主義の理論を持出すまでもなく、ある特定の社会的欲求、機能的要請がある場合、その欲求充足、機能遂行のためには必ず特定の社会組織、または社会関係の構造的セットが存在しなければならない。そこでもし扶養に関して命題 (一)、(二) が認められるとするならば、いったいどのような社会組織、社会関係が考えられるのだろうか。一般的には公的組織、私的企業によって経営される組織、ボランティアスティックな相互扶助組織、家族などの組織がこれまでの議論では挙げられている。そしてしばしばこれと関連して扶養責任は公的、社会的責任なのか、私的、家族的責任なのかなどといったことが議論されてきた。私自身もかつてこのような問題意識にもとづいて意識調査を実施したことがあるが<sup>(11)</sup>、意識調査からは実践的意義を引出すのはほとんど不可能であった。

経験的推論として述べるしかないのであるが、老人扶養の機能的要請に対応するためには、上に挙げたさまざまな組織、社会関係が必要なのであり、どれか一つの組織に全面的に責任を負わせられるものではないと思われる。しかしだからといってそれぞれがばらばらであって良いという訳ではなく、先にも述べておいたようにそれぞれの組織が合理的、整合的に関連させられていなければならないのである。そこでそのために相互関連の中核となるような組織を探さねばならない。

ではいったいそのような中核的組織としてはどのようなものがあり得るだろうか。ここでもう一度この節の冒頭に挙げておいた命題 (一), (二) を思い出して欲しい。この二つの要請に対応し得る組織としては、いささか陳腐ではあるが、やはり家族集団を挙げざるを得ないのである。ただここで注意をうながしておくならば、従来からの議論においても家族集団を老人扶養を担当する中心的組織とする見解は存在していたが、ここではこれまでの議論とはやや異なる家族集団を考えているのである。すでによく知られているように青井和夫、森岡清美、湯沢雍彦、佐藤誠三郎などの先学の議論においても家族集団が老人扶養の主要な砦として考えられていた。たとえば、湯沢は親夫婦と息子、あるいは娘夫婦とが一階と二階に分れて住む、または台所や玄関を別々にして住むとかいった同居形態を「隣居的同居」と呼び、これが高齢化社会における新しい三世代同居型の家族となるだろうとしている。この型の三世代同居型家族を森岡は「分居的同居」と呼んでいる。森岡や湯沢が三世代同居の在り方の変化に注目しているのに対して、青井や、佐藤はもう少し積極的な見方をしている。青井は「共に老いる場としての家族」という考えを示して、かつての大家族の中に見られたような、青少年と壮年、高齢者の共同生活の現代的再生の必要を強調している<sup>(12)</sup>、佐藤は同じ様な家族を「多世代家族」と名付け、この型の家族の広範な形成に成功するならば、日本が高齢化社会の一つの望ましい姿を人類に提供できるであろうとさえ言っているのである<sup>(13)</sup>。

湯沢、森岡二人の考え方はそれほどはっきりしていないが、青井や佐藤は高齢化社会に対応する中核的組織として三世代同居型家族を考えているとすることができる。しかし家族をめぐるさまざまな環境の変化を考えると、21世紀においても三世代同居型家族に高齢者の扶養を期待できるかといえ、事態はそれほど単純ではないといわなければならない。我が国の平均世帯構成員はすでに4人を割込んでいわゆる「一人っ子家族」となっているのであり、単純な算術的計算でいえば、50%の家族が三世代同

## 高齢化社会と家族的適応

居を形成し得ないのである。このような人口学的事実に加えて第二次世界大戦後、急速に進んだ夫婦家族イデオロギーの浸透や、高度産業化社会における高い社会移動率、異常な速さで進行する土地、住宅取得費の高騰とそれを原因とする私的資産形成の困難さなどを考慮するならば、三世代同居型家族に高齢者の扶養を期待することはほとんど不可能と考えられる。さらに言えば三世代同居型家族においてはこれまでのところ、高齢者の扶養が「嫁」と呼ばれる特別な地位にある女性に集中する傾向があったのである。そしてこのことが女性を家族に縛りつけ、女性の社会参加を阻止し、女性の社会的自由を大きく制限してきたのである。一方、近年、女性の意識は大きく変化し、社会参加、社会的自由を求める女性の声はますます強くなってきている。

いわゆる「三世代同居」論には上に見てきたようなさまざまな問題、矛盾が存在しており、それを考慮すると、高齢化社会の一つの望ましい姿として、三世代同居型家族による扶養を考えるのはかなり困難なのではなかろうか。

それでは、扶養機能を担当する中核的社会関係、社会組織としていったいどのようなものが考えられるのだろうか。まことに単純な結論ではあるが、それは夫婦家族である。最近社会福祉の先進国であるスウェーデンやアメリカなどで高齢者の社会福祉に関連して、家族の見直しが進んでいると言われているが、<sup>(14)</sup>スウェーデンもアメリカも、ともにいわゆる核家族化の進んだ国であるだけに、その家族は三世代同居家族ではなく夫婦家族と考えられる。湯沢や森岡が「隣居的同居」、「分居的同居」と呼んでいたものは、この夫婦家族中心の同居形態を指摘していたものと解釈できるのであり、親子のラインを強調し、その結果、嫁と呼ばれる特定の地位にいる女性に扶養を集中させることを暗黙の裡に前提としてしまう「三世代同居」論とはまったく異なる同居形態を意味するものと理解されるのである。

「三世代同居」論にも、いま見てきたような新しい同居形態論が提案さ

れているが、ここではひとまず同居論を排し、高齢者の扶養についても飽くまでも夫婦家族を単位とする対応を提案したいのである。夫婦家族を扶養の単位とするというのはまず第一に夫婦間の相互扶助、相互的介護を前提にすることを意味するものである。親子間の扶養では、子供は働き盛りの「第二年代」期のただ中に位置しているために、無限定的で全日的な介護はどうしても家にいる「嫁」に期待されることになるが、いうまでもなく夫婦関係においては第一義的にこの節の冒頭に挙げた命題（一）、（二）が充足されるからである。夫婦関係こそ無限定的で全日的な扶養機能を果たすためのもっとも適合的な構造的セットなのである。そしてこの夫婦関係こそが社会福祉、社会保障の給付対象たる単位となるべきなのである。命題（三）に示した所得の再分配の単位を明確にしないまま「三世代同居」論的発想を適応するところに、子供に対して老人扶養控除、同居老親扶養控除等といった給付が生じるのである。なすべきことはまず老親の経済的自立を年金などによって十分に保障し、老親の扶養を負担している子供に対する支払は親子間の内的関係に委ねるべきであろう。

高齢化社会においても夫婦関係をして扶養機能を果す中核的な構造的セットとするというこの考え方にも、現在すでに見られるような老人夫婦世帯に関わるさまざまな問題をどのようにして処理するのかといった問題が残されている。たしかに老人世帯においては年の経過とともに夫婦相互の精神、身体的条件は悪化の一途をたどり、ついには老人単身世帯となってほとんど扶養機能を果せなくなるが、このことは夫婦関係を扶養の単位とする考え方を否定するものではない。むしろ逆に夫婦関係を扶養の単位とすることによって、失われていく扶養機能の回復のためにはどのような社会福祉施策、身体的介護、技術的援助が必要かといったことが判断されるのであって、それによって真に必要なものとそうでないものとを明確に区分できるようになるのである。

高齢化社会に対する家族的適応を考えると、我が社会に直系家族的伝

統が存在するからとって安易に伝統的な直系家族をモデルとする適応を考えるとすれば、それは後ろ向きのまま前進するようなものである。新たな100年に向けて高齢化社会に対する家族的順応を、夫婦家族を中心に構想、構築しなおすべきではなからうか。

注

- (1) DECD, *Aging Populations: The Social Policy Implications*, Paris 1988.
- (2) DECD, *idem*.
- (3) この数値は、OECD, *Demographic Data File, medium fertility variant projections* をもとに計算したものである。
- (4) 今井光映「新しい生活設計の考え方と方法」伊東光晴監修『21世紀の家族像』日本放送出版協会、1986年、pp. 122-134.
- (5) Dodwell, David. 'Alzheimer's Disease: The Clinical Picture' in B. Pitt. (ed.), *Dementia*, Churchill Livingstone, 1987, pp. 174-198.
- (6) 飯尾晃一・広岡壽樹「労働力人口の将来」福武直・青井和夫編『高齢化社会の構造と課題』東京大学出版会、1985年、p. 29.
- (7) 総理府『高齢者問題の現状』大蔵省印刷局、1979年、pp. 117-118.
- (8) 岸 巧「高齢化社会の中の福祉財政」福武直・青井和夫編『高齢化社会の構造と課題』東京大学出版会、1985年、pp. 119-120.
- (9) Laslett, Peter. *A Fresh Map of Life*, Wiedenfeld & Nicolson, 1989.
- (10) Laslett, Peter. *idem*, pp. 177-179.
- (11) 1984年と1985年に横浜市企画財政局と共同して、高齢者扶養に関する調査を実施したことがある。その結果は『老人の扶養意識調査』、『老人扶養と家族』と題するパンフレットになって横浜市企画財政局都市科学研究室によって公刊されている。意識調査の結果は老後における同居志向の強さを示すものであったが、一概に同居といってもその内容はさまざまである。外面的形態においては同一に見えようとも、伝統的な家意識に基づいた三世代同居と夫婦家族的な家族の在り方を基本とした同居とではその内容は大きく異なっているのである。伝統的な家意識に基づく三世代同居においては、しばしば老親は独立して生計を営む存在としてではなく、息子、あるいは娘夫婦に依存し扶養される存在と看做されがちである。そのために時には老親の独立した生計の保障をするなどといったことはほとんど問題とされず、息子、あるいは娘夫婦に対するごく僅かの手当によって老親の生計の保障は済んだとす

る安易な考えを許すことにもなるのである。これに対して同じ三世代同居の名のもとに、夫婦家族を基礎として親夫婦、子供夫婦相互の独立した生計を保障し、その上で親世代と子世代が同居するといった形態もあり得るのである。一口に親子の同居といってもこのようにさまざまな形態があり得るのであり、どのような同居形態を今後の我が国においてもっとも蓋然性の高い形態と考えるかということが、今後の福祉政策との関連において重要な意味を持つのである。このような同居形態の相違をほとんど問題にせずただ単に同居志向の強さのみを調査しても、その結果はほとんど実践的な意味を持たないであろう。誤解を畏れずに極論すれば、安易な三世代同居論と労働生きがい論はややもすると次のような結論を導き出しやすいのである。つまり、労働生きがい論によって、高齢者に働くだけ働いて貰い、働けなくなった後は息子、あるいは娘夫婦と同居し、彼等に介護の責任を負担して貰えばよいというものである。安易な三世代同居論と労働生きがい論の結合は、時に公的な社会福祉政策の未成熟を糊塗するための口実に使用される危険すらあるのである。

- (12) 森岡清美・青井和夫「共に老いる場としての家族」福武直・青井和夫、前掲書、pp. 243-249. この論文の中で森岡、青井は21世紀に大勢を占める同居形態を相対的に自立的な親家族と子家族の居住面での連合形態と予測している。この同居形態が実現されるためには親夫婦、子夫婦が経済的、身体的、精神的に自立的であることが前提となるのである。つまり、いわゆる核家族化と呼ばれている家族変動の推移の中で自然にこのような同居形態が実現するとするのはいささか安易に過ぎるといわなければならない。核家族化の中で現出してくる夫婦家族（親夫婦、子夫婦）が経済的、身体的、精神的な生活において相互に自立的な生活を確立してはじめて居住面での連合形態としての同居が可能となるのである。
- (13) 佐藤誠三郎「日本社会における老人の役割」東京大学公開講座『高齢化社会』東京大学出版会、1979年、pp. 304-306.
- (14) 竹崎 孜『スウェーデンの実験』講談社現代新書、1981年、pp. 169-177.